

よくある質問 (Q&A)

目次

【オール女性医師キャリアセンター】

Q1. センターの場所を教えてください。- 3 -

【育児休業】

Q2. 男性でも取得することはできますか。- 3 -

【母性保護措置】

Q3. 通院休暇措置とはどのような制度ですか。- 3 -

Q4. 通勤緩和措置とはどのような制度ですか。- 4 -

Q5. 休憩緩和措置とはどのような制度ですか。- 4 -

【病児及び病後児保育支援制度】

Q6. 学外の病児及び病後児の保育を利用したのですが補助はありますか。- 4 -

Q7. 回数や補助金額について教えてください。- 4 -

Q8. 申請方法について教えてください。- 4 -

【短時間勤務正職員制度】

Q9. 男性でも利用することはできますか。- 5 -

Q10. 勤務時間や給与についての詳細を教えてください。- 5 -

Q11. 兼業はできますか。- 5 -

【女性医師専用当直室】

Q12. 場所や利用できる時間を教えてください。- 5 -

Q13. 申込方法について教えてください。- 6 -

【附設保育所】

Q14. 定員や利用時間等について教えてください。- 6 -

【マタニティウェアレンタルサービス】

Q15. スクラブのみレンタルすることは可能ですか。- 7 -

【その他】

Q16. 不妊治療のための休暇等がありますか。- 7 -

Q17. 悪阻がひどいのですが、悪阻休暇等がありますか。- 7 -

※ 目次の各項目をクリックすると、該当ページへジャンプします。また、キーボードの
[Ctrl] と [F] を同時に押すと、ページ内検索の画面が表示されます。この機能を活用して
キーワード検索などお試してください。（各自のパソコンの環境によって使用できない場合はご
了承願います。）

【オール女性医師キャリアセンター】

Q1. センターの場所を教えてください。

A1. 枚方学舎医学部棟 10 階 附属病院側にあり、事務員 2 名が常駐しております。

開室時間：平日 9:00～17:10

第 1・3・5 土曜日：9:00～13:00

なお、同学舎医学部棟 1 階 法人事務局内に「オール女性医師キャリアセンター」のポストがありますので、提出物はそちらにご提出ください。

【育児休業】

Q2. 男性でも取得することはできますか。

A2. 取得できます。また、従来から制度としてあった 1 歳までの育児休業制度とは別に、産後パパ育休（出生時育児休業）が令和 4 年 10 月 1 日より施行されています。

参考：[アプリコット通信第 2 号](#)

規則は[こちら](#)。（学内専用）

【母性保護措置】

内規は[こちら](#)。（学内専用）

Q3. 通院休暇措置とはどのような制度ですか。

A3. 妊娠中又は出産後 1 年以内に、母子保健法に定める妊産婦に対する医師又は助産師による保健指導又は健康診査を受ける場合に使用できる制度です。

通院休暇の回数は、下記のとおりです。

- (1) 妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回
- (2) 妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回
- (3) 妊娠 36 週以降出産までは 1 週間に 1 回
- (4) 出産後 1 年以内は、医師等から指示があった場合に限り、4 週間に 1 回

なお、通院休暇は、1 回につき 4 時間又は 1 日となります。

Q4. 通勤緩和措置とはどのような制度ですか。

A4. 妊娠中に医師等から指導を受けた場合は、ラッシュアワーの混雑を避けて通勤（時差出勤）したり、勤務時間短縮ができる制度です。

なお、時差出勤及び勤務時間短縮は、それぞれ1日につき1時間以内です。（併用不可）

Q5. 休憩緩和措置とはどのような制度ですか。

A5. 妊娠中の症状について医師等から指導を受けた場合は、休憩時間の延長や増加ができる制度です。

【病児及び病後児保育支援制度】

内規は[こちら](#)。（学内専用）

Q6. 学外の病児及び病後児の保育を利用したのですが補助はありますか。

A6. 附属病院等※に出勤した日に利用した病児保育等の料金の一部を補助します。対象児童は小学3年生の学年度末を迎えるまでです。

※附属病院等：関西医科大学附属病院・関西医科大学総合医療センター・関西医科大学香里病院・関西医科大学くずは病院・関西医科大学天満橋総合クリニック

詳細は[こちら](#)

Q7. 回数や補助金額について教えてください。

A7. 対象児童1人につき月の利用回数は3回、子ども1人につき1回あたり1万円を上限に、実費を補助します。

Q8. 申請方法について教えてください。

A8. 利用希望者は、毎年、年度初めに利用登録を行ってください。

病児保育等の利用後は、本人負担額の全額を支払った上で、利用日から3か月を経過した日の属する月の5日までに必要書類を提出してください。

詳細は[こちら](#)（書類のダウンロード〔学内専用〕もできます。）

【短時間勤務正職員制度】

内規は[こちら](#)。（学内専用）

Q9. 男性でも利用することはできますか。

A9. 利用できます。

Q10. 勤務時間や給与についての詳細を教えてください。

A10. 制度の詳細は、下記へお問い合わせください。

- 附属病院管理課人事係 内線：80-3017 hkanrij@hirakata.kmu.ac.jp
- 総合医療センター人事課 内線：81-2123 jinjit@takii.kmu.ac.jp
- 香里病院管理課庶務係 内線：82-311 kansaik@kouri.kmu.ac.jp
- くずは病院総務課 院内 PHS：913 kz-soumu@kuzuha.kmu.ac.jp

Q11. 兼業はできますか。

A11. 人事取扱内規（短時間勤務正職員に関する内規）第13条に規定されておりますとおり、「勤務時間内における兼業は認めない。」となっております。（勤務時間内＝常勤の勤務時間内）

同制度は、教員（医師、研究者）がより柔軟な働き方で勤務を継続できるよう制定した本学独自の優遇制度ですので、時短した分の時間を利用して他施設でアルバイト可能であれば、本務先での勤務時間を増やす、又は常勤へ切り替えるべきであるとの考え方です。（人事部より）

【女性医師専用当直室】

Q12. 場所や利用できる時間を教えてください。

A12. 附属病院3階に1室あります。【予約優先制】

利用できる時間を日勤帯（10:00～15:00）と夜勤帯（18:00～翌9:00）に分けており、休憩室としても利用いただけます。

詳細は[こちら](#)

Q13. 申込方法について教えてください。

A13. [オール女性医師キャリアセンター](#)のホームページより、予約をお願いします。

- 【申込手順】
- ① トップページ右上の「予約フォーム」をクリックする。
 - ② ユーザー名、パスワードを入力する。
(ユーザー名とパスワードが不明な方はオール女性医師キャリアセンターまでお電話またはメールにてお問い合わせください。)
 - ③ 予約状況を確認し、希望日の「○」を選択する。
 - ④ 必要事項【氏名・ふりがな・診療科・PHS・E-mail】を入力し、「確認」ボタンを押す。
 - ⑤ 入力内容を確認し「送信」ボタンを押す。
 - ⑥ 予約完了メールの受信

【利用日当日】 附属病院1階 防災センターで鍵を借用（必ず職員証等を提示してください。）

【附設保育所】

Q14. 定員や利用時間等について教えてください。

A14. 下記を参照願います。

	附属病院	総合医療センター
定 員	30 名	20 名
保育年齢	生後 57 日目～2 歳児	生後 57 日目～未就学児
定時保育	平日 7：30～18：00 第1・3・5土曜日 7：30～13：30 (ただし、病棟勤務者等は18：00まで)	平 日 7：30～18：00 土曜日 7：30～18：00
保 育 料	月額 27,500 円 (税込)	月額 27,500 円 (税込)
そ の 他	延長保育あり 夜間保育あり (金曜日のみ)	延長保育あり 夜間保育あり (第1・3・5週金曜日、第2・4週木曜日)

なお、詳細や利用希望の場合は下記へお問い合わせください。

- 附属病院管理課庶務係 内線 80-3016 hkanrij@hirakata.kmu.ac.jp
- 総合医療センター庶務課 内線 81-2125 kansait@takii.kmu.ac.jp
- 香里病院管理課庶務係 内線 82-311 kansaik@kouri.kmu.ac.jp

【マタニティウェアレンタルサービス】

Q15. スクラブのみレンタルすることは可能ですか。

A15. 可能です。白衣、スクラブ、パンツのうち、レンタルしたいものを選択いただけます。
なお、レンタルする枚数は各2枚です。

【その他】

Q16. 不妊治療のための休暇等がありますか。

A16. 現在、大学として不妊治療のための休暇等の制度は設けておりません。

Q17. 悪阻がひどいのですが、悪阻休暇等がありますか。

A17. 現在、大学として悪阻休暇等の制度は設けておりません。

ただし、母性保護措置として、医師等からの指導を受けた場合は、「通勤緩和措置、休憩措置、作業制限、勤務時間短縮又は休業の適用」を受けることができます。

また、附属病院3階の「女性医師専用当直室」を休憩室として利用（10:00～15:00）することも可能です。

通勤緩和措置：時差出勤及び勤務時間短縮の摘要を受けることが可能。

それぞれ1日につき1時間以内とし、双方を併せて受けるかとは不可。

通勤緩和措置により短縮した勤務時間は無給。

休憩措置：休憩時間延長又は休憩回数増加の適用を受けることが可能。休憩措置により延長又は回数を増加した休憩時間は無給。

作業制限、勤務時間短縮又は休業：作業制限は、医師等の指導に基づき、具体的な措置を講ずる。勤務時間短縮は1日につき1時間以内とし、短縮した勤務時間は無給。

本学母性保護に関する内規は[こちら](#)。（学内専用）